

令和4年第3回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

| 案件番号 | 案件名 | 提出課 | ページ |
|--------|---|----------|-----|
| 報告第4号 | 専決処分した事件の承認について(上越市国民健康保険税条例の一部改正について) | 国保年金課 | 1～2 |
| 報告第5号 | 専決処分した事件の承認について(令和4年度上越市一般会計補正予算(専第1号)) | こども課 | 3～4 |
| 議案第56号 | 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について | 国保年金課 | 5～6 |
| 議案第54号 | 令和4年度上越市一般会計補正予算(第1号) | 健康づくり推進課 | 7～8 |

| | |
|-----------|---------|
| 所 管 委 員 会 | 厚生常任委員会 |
| 関 係 案 件 | 報告第4号 |
| 提 出 課 | 国保年金課 |

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和4年度税制改正に伴う地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」にそれぞれ引き上げる。（第3条、第25条関係）
- (2) 改正後の第3条及び第25条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

| 改 正 案 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> | <p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> |

| 改 正 案 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>4 略 (国民健康保険税の減額) 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略</p> | <p>4 略 (国民健康保険税の減額) 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略</p> |

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 報告第5号 |
| 提出課 | こども課 |

| | | |
|----------------|--------|---------|
| 歳出科目 (P38～P39) | 3款2項1目 | 児童福祉総務費 |
|----------------|--------|---------|

単位：千円

| 事業名 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-------------------------------|-----|---------|---------|
| 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業 | 0 | 174,459 | 174,459 |

| 主な補正財源 | | 主な経費 | |
|--------|---------|------------|---------|
| 国庫支出金 | 174,459 | 報酬 | 220 |
| | | 職員手当等 | 558 |
| | | 共済費 | 85 |
| | | 役務費 | 609 |
| | | 負担金補助及び交付金 | 172,900 |

【補正理由】

本年4月26日に閣議決定された原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、国が新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用して実施する、所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金を速やかに給付するため、必要な経費を増額したもの（4月28日専決補正）

【補正内容】

(財源内訳)

| 区分 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-------|---------------------------|-----|---------|---------|
| 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 0 | 174,459 | 174,459 |
| 合計 | | 0 | 174,459 | 174,459 |

(歳出)

| 区分 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|------------|----------------|-----|---------|---------|
| 報酬 | 会計年度任用職員報酬 | 0 | 220 | 220 |
| 職員手当等 | 時間外勤務手当 | 0 | 558 | 558 |
| 共済費 | 社会保険料 | 0 | 81 | 81 |
| | 雇用保険料 | 0 | 4 | 4 |
| 旅費 | 会計年度任用職員費用弁償 | 0 | 16 | 16 |
| 需用費 | 消耗品費 | 0 | 26 | 26 |
| | 印刷製本費 | 0 | 45 | 45 |
| 役務費 | 郵便料 | 0 | 357 | 357 |
| | 振込手数料 | 0 | 252 | 252 |
| 負担金補助及び交付金 | 子育て世帯生活支援特別給付金 | 0 | 172,900 | 172,900 |
| 合計 | | 0 | 174,459 | 174,459 |

【実施内容】

(1) 支給対象者（見込み）

| | | |
|---|----------|---------|
| ① 所得の少ないひとり親世帯 | 1,275 世帯 | 1,920 人 |
| ア 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 | 1,106 世帯 | 1,660 人 |
| イ 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 | 69 世帯 | 99 人 |
| ウ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 | 100 世帯 | 161 人 |
| ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯 | 845 世帯 | 1,538 人 |
| 合 計 | 2,120 世帯 | 3,458 人 |

(2) 支給額

児童1人当たり一律5万円

※ 対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

(3) 支給時期

- ・ ①アについては、令和4年5月31日に支給
- ・ ①イ、ウについては、申請受付後、審査を行い順次支給予定
- ・ ②については、令和4年度分の課税情報が判明する6月以降に対象者が確定するため、支給は7月以降となる見込み

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第56号 |
| 提出課 | 国保年金課 |

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険 条例の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、これまでと同様に国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため、必要な規定を整備する。（附則第20項関係）

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため、必要な規定を整備する。（附則第17条関係）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

| 改正案 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に</p> | <p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に</p> |

| 改正案 | 改正前 |
|--|--|
| <p>納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>21 略</p> | <p>納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>21 略</p> |

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

| 改正案 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> |

5 国による財政支援

国民健康保険税及び介護保険料の減免において、国の基準による減免を行った場合は、令和2年度及び3年度は減免総額の10分の10の財政支援であったが、令和4年度については、減免総額の10分の4の財政支援になる見込みである。

| | |
|-------|----------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第54号 |
| 提出課 | 健康づくり推進課 |

| | | |
|----------------|--------|-----|
| 歳出科目 (P16～P19) | 4款1項3目 | 予防費 |
|----------------|--------|-----|

単位：千円

| 事業名 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 431,133 | 307,229 | 738,362 |

| 主な補正財源 | | 主な経費 | |
|--------|---------|-------|---------|
| 国庫支出金 | 307,229 | 報酬 | 3,954 |
| | | 職員手当等 | 11,950 |
| | | 旅費 | 3,793 |
| | | 役務費 | 3,943 |
| | | 委託料 | 281,059 |

【補正理由】

60歳以上の方及び基礎疾患のある方への新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種を始め、5歳から11歳の小児に対する1・2回目の接種及び12歳から17歳の方への3回目の接種に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(1) 4回目接種

- ① 対象者 追加接種（3回目）を受けた60歳以上の市民（約72,000人）及び18歳以上59歳以下で基礎疾患^{※1}（BMI^{※2}30以上の肥満の者を含む。）を有する市民（想定23,100人）
 ※1：基礎疾患：心臓病、腎臓病、肝臓病、呼吸器の病気等
 ※2：BMI＝[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]
- ② 接種時期 3回目接種から5か月経過後
- ③ 接種回数 1人につき1回
- ④ 実施方法 委託医療機関での個別接種
 介護保険施設等での施設集団接種
 集団接種（原則60歳以上の市民を対象に、上越観光物産センター、高田城址公園オーレンプラザなどで実施）
 ※ 18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する市民は、市への申請により接種券を発行

(2) 5歳以上11歳以下の小児への初回接種（小児加算）

小児への新型コロナウイルスワクチン接種は、従来の成人への接種とは異なり、小児に対する筋肉内接種に関する専門性、慎重な問診・診察、母子健康手帳への記載等が必要である中、国の接種委託料が他の予防接種と比べ、低額に設定されていることから、医療機関への負担を考慮し、市独自に加算を行うもの

- ① 対象者 5歳以上11歳以下の市民（約10,400人）
- ② 加算額 1,490円/人
- ③ 接種回数 1人につき2回
- ④ 実施方法 委託医療機関での個別接種

(3) 12歳以上17歳以下の方への3回目の追加接種

- ① 対象者 初回接種(1・2回目)を受けた12歳以上17歳以下の市民(約9,400人)
- ② 接種時期 2回目接種から6か月経過後
- ③ 接種回数 1人につき1回
- ④ 実施方法 委託医療機関での個別接種

※ (1)~(3)の共通事項

- ① 接種費用 自己負担なし(全額国庫負担)
- ② 相談対応 引き続きコールセンターを設置し、個別接種及び集団接種に関する問合せに対応する。
- ③ 接種予約 個別接種予約及び集団接種の日時・会場変更は、ワクチン接種予約システム等により行う。

(財源内訳)

| 区 分 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-------|-----------------------------|---------|---------|---------|
| 国庫支出金 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 | 246,826 | 206,304 | 453,130 |
| | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 | 184,307 | 100,925 | 285,232 |
| 合 計 | | 431,133 | 307,229 | 738,362 |

(歳出)

| 区 分 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|----------|------------------------|---------|---------|---------|
| 報酬 | 会計年度任用職員報酬 | 47,605 | 3,954 | 51,559 |
| 職員手当等 | 時間外勤務手当ほか | 45,685 | 11,950 | 57,635 |
| 報償費 | 看護学生報償費 | 2,346 | 374 | 2,720 |
| 旅費 | 会計年度任用職員費用弁償 | 1,624 | 3,793 | 5,417 |
| 役務費 | 国保連事務手数料ほか | 2,235 | 3,943 | 6,178 |
| 委託料 | 個別接種委託料、コールセンター業務委託料ほか | 231,316 | 281,059 | 512,375 |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上料ほか | 1,612 | 2,156 | 3,768 |
| 合 計 | | 332,423 | 307,229 | 639,652 |